

## 第 10 開発許可等の申請手数料一覧表

第10 開発許可等の申請手数料一覧表

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年3月28日条例第11号）

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）

手数料を徴収する事務	手数料
(1) 法第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額  (ア) 0.1ヘクタール未満 12,000円 (イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 25,000円 (ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 46,000円 (エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 89,000円 (オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 132,000円 (カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 175,000円 (キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 220,000円 (ク) 10ヘクタール以上 303,000円
	イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額  (ア) 0.1ヘクタール未満 16,000円 (イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 34,000円 (ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 68,000円 (エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 123,000円 (オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 200,000円 (カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 270,000円 (キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 340,000円 (ク) 10ヘクタール以上 480,000円
	ウ その他の開発行為 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額  (ア) 0.1ヘクタール未満 89,000円 (イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 132,000円 (ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 196,000円 (エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 260,000円 (オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 390,000円 (カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満 510,000円 (キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満 660,000円 (ク) 10ヘクタール以上 870,000円
(2) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額(当該金額が870,000円を超えるときは870,000円) ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。) 開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額の10分の1に相当する額  イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 新たに編入される開発区域の面積に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額に相当する額  ウ その他の変更 11,000円

手数料を徴収する事務	手数料
(3) 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市街化調整区域内等における建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等建築の特例許可申請手数料 46,000円
(4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築物の建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 26,000円
(5) 法第43条第1項の規定に基づく市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地の建築等許可申請手数料 ア 敷地面積が0.1ヘクタール未満の建築等 7,000円 イ 敷地面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の建築等 18,000円 ウ 敷地面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の建築等 39,000円 エ 敷地面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の建築等 69,000円 オ 敷地面積が1ヘクタール以上の建築等 97,000円
(6) 削除	
(7) 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料 ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 2,300円 イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 3,200円 ウ その他の開発行為 18,000円
(8) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写し交付手数料 480円
(9) 省令第60条の規定に基づく法の規定に適合していることを証する書面の交付	開発行為又は建築に関する証明書等交付手数料 480円

2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）【抜粋】

手数料を徴収する事務	手数料
(5) 法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	中間検査手数料 次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額
	ア 面積が500平方メートル以内のもの 10,000円
	イ 面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円
	ウ 面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12,000円
	エ 面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 13,000円
	オ 面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 15,000円
	カ 面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 16,000円
	キ 面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 17,000円
	ク 面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 23,000円
	ケ 面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 37,000円
コ 面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 53,000円	
サ 面積が100,000平方メートルを超えるもの 72,000円	